

# 韓国のジェンダー平等教育と政策展開

金 香男

KIM Hyang Nam

## 1 はじめに

韓国の教育は、高い教育熱を背景に飛躍的な発展を遂げており、すでに先進国の水準に到達したといっても過言ではない。戦後、6-3-3-4の新学制<sup>1)</sup>と義務教育<sup>2)</sup>が導入されると教育需要が急激に増え、女性の教育人口も爆発的に増加した。現在では、小学校<sup>3)</sup>・中学校の就学率は100%に近い水準まで達している。また、大学など高等教育の就学率も70%を超えており、教育機会の量的拡大とともに女性の教育水準も大きく向上した。その結果、就学率では初等・中等教育はもちろん、高等教育においても男女間の格差はほとんど

なくなっている。

また、表1が示すように、韓国の進学率は非常に高く、とくに高等教育への進学率は世界でもトップレベルである。韓国では「高い教育を受けることは、立身出世のための一番の近道である」という認識が広く行き渡っているが、実際、個人の所得や職業など社会経済的地位を達成するために、学校教育はもっとも重要であるといわれている(キム・ヨンファ、2000: 19)。高等教育への進学率は、この数十年間男女を問わず持続的に増加してきたが、女性の学歴上昇は目覚ましい様子を見せている。1980年以降、女性の高等教育進学率が男性のそれを追うように上昇し、2010年に

表1

教育段階別就学率：1970～2010

(%)

|      | 小学校   |       |       | 中学校  |      |      | 高校   |      |      | 大学校  |      |      |
|------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|      | 計     | 男     | 女     | 計    | 男    | 女    | 計    | 男    | 女    | 計    | 男    | 女    |
| 1970 | 92.0  | 92.6  | 91.3  | 36.6 | 40.9 | 29.7 | 20.3 | 22.3 | 16.9 | 5.4  | 6.0  | 3.4  |
| 1980 | 97.7  | 97.2  | 98.2  | 73.3 | 75.4 | 70.9 | 44.8 | 45.2 | 44.3 | 11.4 | 12.8 | 6.6  |
| 1990 | 100.5 | 100.0 | 101.0 | 91.6 | 91.2 | 92.0 | 79.4 | 81.4 | 77.2 | 23.6 | 25.7 | 19.1 |
| 2000 | 97.2  | 96.7  | 97.8  | 95.0 | 94.3 | 95.8 | 89.4 | 89.4 | 89.4 | 52.5 | 55.4 | 47.8 |
| 2010 | 98.6  | 98.6  | 98.6  | 97.6 | 97.7 | 97.6 | 92.4 | 92.1 | 92.7 | 70.1 | 71.5 | 68.5 |

教育段階別進学率：1970～2010

(%)

|      | 小学校→中学校 |      |      | 中学校→高校 |      |      | 高校→大学校 |      |      |
|------|---------|------|------|--------|------|------|--------|------|------|
|      | 計       | 男    | 女    | 計      | 男    | 女    | 計      | 男    | 女    |
| 1970 | 66.1    | 74.3 | 56.5 | 70.1   | 70.8 | 68.8 | 26.9   | 26.0 | 28.6 |
| 1980 | 95.8    | 97.4 | 94.1 | 84.5   | 87.5 | 80.8 | 27.2   | 30.3 | 22.9 |
| 1990 | 99.8    | 99.8 | 99.8 | 95.7   | 96.3 | 95.0 | 33.2   | 33.9 | 32.4 |
| 2000 | 99.9    | 99.9 | 99.9 | 99.6   | 99.5 | 99.6 | 68.0   | 70.4 | 65.4 |
| 2010 | 99.9    | 99.9 | 99.9 | 99.7   | 99.7 | 99.7 | 79.0   | 77.6 | 80.5 |

出所：教育科学技術部・韓国教育開発院『教育統計年報』各年度

は 80.5% と、男性の 77.6% を超えるようになった。

このように、女性の高い就学率と高学歴化が進むにつれて、女性の労働力率は徐々に増加しているものの、韓国の女性経済活動参加率は 50% にとどまっており、ここ 20 年間大きな変化はみられない<sup>4)</sup>。OECD 諸国に比べてその数値が低いだけでなく、日本同様 M 字型就業構造を脱することができないでいる。2010 年現在、女性労働者の 66% が非正規職で、女性労働者の月平均賃金は男性労働者の 63.9% に過ぎないなど<sup>5)</sup>、男女間の格差は改善されていない。韓国において、女性の高学歴化が職業達成に結びつかず、女性労働力があまり活用されないのは、根強い性別役割分業観によって育児と家事の負担が女性に偏っており、このことが働く女性の足かせとなっている。また、女子高等教育の量的拡大の実態が、女子大や看護・家政・人文など、特定の分野に集中していることもその要因として挙げられる（ミン・ムスク、2007）。

一方、ジェンダー統計をみると、国連開発計画（UNDP）の『人間開発報告書 2011』では、韓国のジェンダー不平等指数 GII（Gender Inequality Index）は 146 カ国中 12 位と、比較的高い水準となっている。しかし、男女間の格差そのものに着目した、世界経済フォーラム（WEF）の『世界ジェンダー格差報告書 2012』では、韓国のジェンダーギャップ指数 GGI（Gender Gap Index）は世界 135 カ国中 108 位と、非常に低い水準に位置している。すなわち、使われる指標と計算方法により順位も異なっているが、GII の韓国の順位の高さは、韓国で男女平等が進んでいることを必ずしも意味しないことに注意する必要があると思われる。

韓国は 1990 年代後半以降、ジェンダー主流化（Gender-mainstreaming）<sup>6)</sup>を中心にジェンダー平等教

育政策が本格化し、女性の教育機会の拡大という量的な面で飛躍的な発展を遂げてきた。女性関連法や男女平等教育関連法は進んでいるが、性役割の固定観念や女性の能力活用など、実質的な男女平等という面からはいまなお多くの問題を抱えている。

そこで、本稿では、韓国で展開されているジェンダー平等教育政策について考察する。その際、韓国のジェンダー平等教育政策が女性政策に大きく影響を受けている点に注目しながら論じる。まず、ジェンダー平等政策の法的根拠となっている「教育基本法」と「女性発展基本法」について検討する。続いて、戦後から現在に至るまで、韓国のジェンダー平等教育政策を三つの時期に区分し、その歴史を概観する。最後に、近年ジェンダー平等教育のなかでもっとも注目されている「男女共学の拡大政策」について検討することで、韓国におけるジェンダー平等教育政策の現状とその課題を明らかにしたい。

## 2 ジェンダー平等教育に関する法的根拠

韓国のジェンダー平等教育は、いくつかの法的な土台の上に成り立っている。とくに、性差別を禁止して平等な教育を実施しなければならない必要性が、憲法と教育基本法、女性発展基本法に提示されている。憲法は、性別による差別禁止と均等に教育を受ける権利を保障している。また、教育基本法は、教育に関する国民の権利と義務を、国家および地方自治団体の責任と規定し、女性発展基本法は、男女平等教育に対する国家および地方自治団体の責務を規定している（ミン・ムスク、2006：13）。以下においては、主に教育基本法と女性発展基本法を中心にみていく。

### (1) 憲法

韓国の男女平等の全般にわたって基本的な法的

根拠として重要である憲法は、第 11 条において「すべて国民は、法の下に平等である。何人も性別、宗教または社会的身分により政治的、経済的、社会的、文化的生活のあらゆる領域において差別を受けない」と規定している。これは、法の下での平等と性差別禁止を宣言した男女平等の原則条項として、1948 年制定時から保障されてきた。

教育と関連する第 31 条においては、「すべての国民は、能力に応じて均等に教育を受ける権利を有する。すべての国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育および法律が定める教育を受けさせる義務を負う。義務教育は無償とする」とし、国民の教育を受ける権利を柱として、教育の機会均等と義務教育を保障している。

## (2) 教育基本法

1997 年に制定された教育基本法<sup>8)</sup>は、第 4 条において「すべてに国民は、性別、宗教、信念、社会的身分、経済的地位や身分的条件等を理由に教育において差別を受けない」と規定し、教育における性差別を禁止している。

また、2000 年の改正では「男女平等教育の増進」という条項（第 17 条の 2）が新設された。その内容は、「①国家および地方自治団体は、男女平等精神をより積極的に実現できる施策を樹立・実施しなければならない。②その施策には、体育・科学技術等、女性の活動が脆弱な分野を重点に育成することができる教育的方案が含まなければならない。③学校教育での男女平等増進のための学校教育課程の基準と内容等、大統領令が定める重要事項の樹立と関連して、教育部長官の諮問に応じるために、教育部に男女平等教育審議会を設置する」と規定している。さらに、2004 年の改正では上記の条項に「国家および地方自治団体と学校および社会教育施設の設立者・経営者は、教育を実施するにあたり、合理的な理由なく

性別による参加あるいは恩恵を制限したり排除するなど差別してはならない」という性差別の禁止が追加・強化された。[下線筆者]

この条項（第 17 条の 2）は、以下の二つ点で重要な意味をもつ。第一に、実質的な男女平等が実現されるように、積極的に「国家および地方自治団体と学校」の責任を義務付けた点である。第二に、「体育や科学技術」など女性の参加が脆弱な分野について具体的に明文化し、女性人的資源の開発と活用のための法的根拠となった点である。

さらに、2007 年の改正では「健全な性意識の涵養」という条項（第 17 条の 4）が新設され、「①国家と地方自治団体は、学生の尊厳な性を保護し、学生が性に関する善良な情緒を涵養できるように必要な施策を樹立・実施しなければならない。②その施策には、学生個人の尊厳と人格が尊重される教育的方案と、男女の特性を考慮した教育や施設の設備方案が含まなければならない」と規定している。

その背景には、社会の変化やマスメディアの発達により性に対する価値観が変わったこと、また青少年による、青少年が巻き込まれる性犯罪が増している現状がある。そのため、家庭や学校での性教育<sup>9)</sup>の重要性が指摘されている。現在、韓国で中・高等学校の教員を対象に行われている「両性平等教育」と称する研修の多くが、性教育や性暴力、性売買を中心に展開されていることから、その深刻さがうかがえる。

## (3) 女性発展基本法<sup>10)</sup>

同法は、憲法における男女平等の理念を実現するために、1995 年に制定された。第 1 条に「国家および地方自治団体の責務などに関する基本的な事項を規定することで、政治・経済・社会・文化のすべての領域において男女平等を促進し、女

性の発展を図ることを目的とする」と規定している。韓国における女性関連法令の基本法であり、1995年の北京女性会議を契機に制定されたもので、日本の「男女共同参画基本法」に相当する。[下線筆者]

男女平等教育に関連する条項は、次の三つである。第19条（家庭教育）では、「国家および地方自治団体は、家庭から男女平等に関する教育がなされるように努力しなければならない」、第20条（学校教育）では「国家および地方自治団体は、学校教育において男女平等理念を鼓吹し、女性の教育機会を拡大しなければならない」、第21条（社会教育）では「国家および地方自治団体は、国・公立研修機関および社会教育施設とその他の研修教育課程で、男女平等意識を高めるための教育が実施されるように努力しなければならない」と規定し、家庭・学校・社会教育での平等実現を目指している。しかしながら、現在の規定ではあくまで努力義務であり、具体的な教育内容や方法については言及されていないのである。

ところで、2002年の改正は、以下の二つの点から非常に重要な意味をもつ。第一に、第6条において「国家および地方自治団体は、女性の参加が著しく不振な分野について、合理的な範囲内でその参加を促進するために、関係法令が定めるところに従い暫定的優待措置を行うことができる」と規定していたが、2002年の改正では、「……合理的な範囲内で女性の参加を促進することにより、実質的な男女平等がなされるよう、関係法令が定めるところに従い積極的措置を……」と規定した点である。[下線筆者]

すなわち、この改正（「暫定的優待措置」→「積極的措置」）により、実質的な男女平等を実現するための「積極的措置（ポジティブ・アクション）」の強化がなされたのである。これまで、女性の参加が著しく不振な分野における「積極的措

置」の法的根拠となった点で、画期的であると評価されている。

第二に、上記の改正と同時に「女性人的資源の開発」という条項（第21条の2）が新設され、「国家および地方自治団体は、女性の社会参加を促進するために、女性人的資源を開発するための施策を講じなければならない」と規定した点である。この法律に基づいて、2002年には「女性科学技術人の育成および支援に関する法律」が制定され、「女性科学技術人力（人材）の採用目標制」が導入された。[下線筆者]

このように、女性発展基本法の制定により、各分野におけるジェンダー平等の土台が作られるようになった。とくに、「国家および地方自治団体」の責務については、教育基本法（2000年）より早い段階（1995年）で規定しており、女性発展基本法（女性政策）がその後、教育基本法（教育政策）に大きな影響を与えたことが分かる。たとえば、教育基本法で取り上げた「体育や科学技術」など女性の参加が脆弱な分野における積極的措置が「女性科学技術人力の採用目標制」なのである。

また、同法の第7条には「女性家族部長官は、女性政策に関する基本計画を5年ごとに樹立しなければならない」と規定している。そのため、すべての女性関連政策は5年ごとに策定される「女性政策基本計画」に基づいて進められており、ジェンダー平等教育政策にも大きな影響を与えている。

### 3 ジェンダー平等教育政策に関する歴史的概観

韓国のジェンダー平等教育政策は、教育政策（教育基本法）より女性政策（女性発展基本法）の影響を強く受けている。そのため、以下においては女性政策との関連で、大まかに三つの時期に

区分して述べていく。なお、時期区分については、ミン・ムスク（2007：243-245）の先行研究を参考にした。韓国で、女性政策とジェンダー平等教育政策が推進され始めたのは1980年代後半であるが、ジェンダー主流化を中心に本格化したのは、1998年の金大中政権からである。

また、韓国のジェンダー平等教育政策は、「女性家族部」<sup>11)</sup>（日本の内閣府男女共同参画局に相当する）と「教育科学技術部」<sup>12)</sup>（日本の文部科学省に相当する）の二つの行政機関が担当している。女性家族部（女性政策）は、性差別禁止および教育機関への女性進出の拡大を目標に、政策決定過程における女性参加の拡大に重点を置いている。それに対して、教育科学技術部（教育政策）は女性人材の開発と活用に重点をおいているため、相互に持続的な葛藤がみられるという（ソン・フンスク、2004）。これらの問題を解消し、ジェンダー平等教育をより効果的に実現するために、「性平等教育促進法」を制定すべきだと主張する声もある（ミン・ムスクほか、2006）。

### （1）戦後～1980年代初：ジェンダー平等教育の疎外期

戦後から1980年代の初期まで、法的・制度的には教育の男女平等が唱えられていたが、一般的な社会状況はジェンダー問題に対して特別な関心を持たない、ジェンダー・ブラインド（Gender-blind）な時期であった。しかしそのなかでも、高い教育熱と教育機会の拡大を背景に、女性の教育水準は大きく向上したのである。

1945年8月15日、日本の植民地支配から解放された韓国は、新しい教育の再建を始めるが、この時期は米軍政下にあり、新たに定められた教育制度および教育課程はアメリカの影響を強く受けたものであった。6-3-3-4の新学制が採用され、男女共学の原則が打ち出されるなど、現在の学校

教育の基礎ができあがった。1948年には大韓民国政府が樹立され、同年公布された憲法と翌年に制定された教育法によって、教育の機会が拡大されるとともに、性別による制度的な教育機会の差異はなくなった（馬越、1981）。

このように、新学制の導入や義務教育が実施されると教育需要が急激に増大して、その過程で女性の教育人口も爆発的に増加した。しかし、解放直後の複雑で多難な環境と1950年に勃発した朝鮮戦争による社会混乱の中では、女子教育に関心を傾ける余裕がなかった。1961年からの軍事政権では経済第一主義のもと、すべての分野の人権と社会運動は沈滞するしかなかった。1960、70年代の学校教育は、韓国社会を支配していた国家発展と近代化という時代精神を背景に、経済成長のための教育や貧困克服のための教育などが強調され、女子教育は国家産業の発展のために労働力を調達するという側面が強かった（キム・ヒョソン、2002：10-12）。

当時は、儒教的思想が根強く、性別役割分業意識の影響を強く受けていたため、教育現場では、ジェンダーを教育的にみて重要なものではないと認識していた。女子学生に対しては、伝統的婦徳の象徴として「良妻賢母」や「純潔」教育が行われ、女性は男性に従属する存在として位置づけられていた。男性は主として政治的・経済的活動等の社会の生産過程に関する教育、女性は主として子育てや家事等の社会の再生産過程に関する教育という、性にに基づく分離教育を行った時期でもあった。

### （2）1980年代半ば～90年代後半：ジェンダー平等教育の形成期

ジェンダーに無関心な時代を経て、1980年代の半ばから90年代後半にかけては、男女を特別に区別することなく、平等に教育するという理念

が掲げられ、国の政策レベルでも男女平等が推進された。男女の教育上の取り扱い、同一であるべきだと考えられた、ジェンダー・ニュートラル (Gender-neutral) な時期である。

1980年代以降、韓国では、憲法の基本理念に従い男女平等の実現に向けてさまざまな取り組みが行われ、女性の権利を保障する立法が活発になった。その理由としては、女性に対する差別撤廃や男女平等などに関する動きが、国連をはじめとする国際機関においてみられるようになり、それが条約等に具体化された。また、1980年代に民主化運動や労働運動を経て組織化されてきた女性団体や市民団体の力が、大きく影響したと考えることができる (盧尚憲、2007: 423)。

韓国では、1984年の国連女性差別撤廃条約の批准に先立ち、1983年に女性問題を研究する最初の国家機関である「韓国女性開発院」<sup>13)</sup>が設立された。1985年には「女性発展基本計画」と「男女差別改善指針」が樹立された。また、1988年には最初的女性政策担当行政機関である「政務第二長官室」<sup>14)</sup>が新設されるなど、国レベルの女性政策が始まった。これら動向は、ジェンダー平等教育にも影響を与えることになった。1987年の民主化宣言とともに、第6次経済社会発展5カ年計画 (1987年～1991年) に、はじめて女性開

発部門として「学校教育の平等化」が含まれた。その後、第7次経済社会発展5カ年計画 (1992年～1996年) では「学校教育目的の両性平等化」へ拡大されたが、当時は法的基盤がなく担当する行政機関もなかったため、実効性に欠けていた。第6次・第7次経済社会発展5カ年計画におけるジェンダー平等教育の分野をまとめると、以下の通りである (表2)。

一方、1980年代を経て、韓国の女性運動は飛躍的に成長した。こうした女性運動の成果に基づき、1990年代から女性差別的な法制度や社会文化的な慣行を撤廃し、ジェンダー平等を指向する多様な政策と制度改善が活発に進められ、1995年に男女平等の理念を実現するため、「女性発展基本法」が制定された。同法は、男女平等関連法令の基本法として、諸般の政策の方向を提示する法的根拠となった点で画期的であった。ジェンダー平等教育と関連する政策は、主に次の三点—①中等教育における男女共学化の推進、②教科書における性差別的な内容の削除および是正、③「技術・家庭科」の男女共修の実現—である (韓国教育課程評価院、1999: 3-4)。

1990年代以降、性差別問題が社会問題として浮上するなか、女性政策は、まず女性全体への差別撤廃が進められ、これと軌を一にして、女子教

表2 ジェンダー平等教育政策 (1987～1996年)

|                                   | 政策目標／推進戦略        | 推進／政策課題  |
|-----------------------------------|------------------|--|
| 第6次経済社会<br>発展5カ年計画<br>(1987～1991) | 学校教育の平等化         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・実業と家庭教科の統合方案の検討</li> <li>・第5次教育課程における教科書内容の男女役割偏見の改善</li> <li>・女子学生に対する未来志向的な進路指導の実施</li> </ul>  |
| 第7次経済社会<br>発展5カ年計画<br>(1992～1996) | 学校教育目的の<br>両性平等化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育目的の両性平等化</li> <li>・女子学生の教育機会の拡大</li> <li>・女子学生の進路教育の強化</li> <li>・教師の性役割意識の向上</li> <li>・教育政策決定における女性参加の拡大</li> <li>・性教育の強化</li> </ul> |

出所：ソン・フンスク、2004：137頁から引用

育および男女共学が推進された。「男女に平等の教育」という理念のもと、男女は互いに尊重し協力し合わなければならないもので、教育上の男女共学は推進すべきもっとも重要な課題の一つであった。1990年以後に新設される公立学校のほとんどが共学化の対象となった。また、学校教育における性差別的な要素を取り除くため、教科書の性差別的な内容は是正が求められた。そして、1997年に「第7次教育課程」<sup>15)</sup>（日本の学習指導要領に相当する）が告示され、「技術・家庭科」<sup>16)</sup>を男女共修することになった。

このように、1987年の民主化宣言を経て、1995年に「女性発展基本法」が制定されると女性政策およびジェンダー平等教育政策は推進され始めたが、その多くは「形式的平等」<sup>17)</sup>に過ぎず実効性のあるものには至らなかった。

**(3) 1998年金大中政権～現在：ジェンダー平等教育の展開期**

韓国で女性政策が飛躍的に発展したのは、金大中政権以降である。1998年に金大中政権が発足すると、大統領直属の機関として女性政策を包括的に調整する権限を与えられた「女性特別委員会

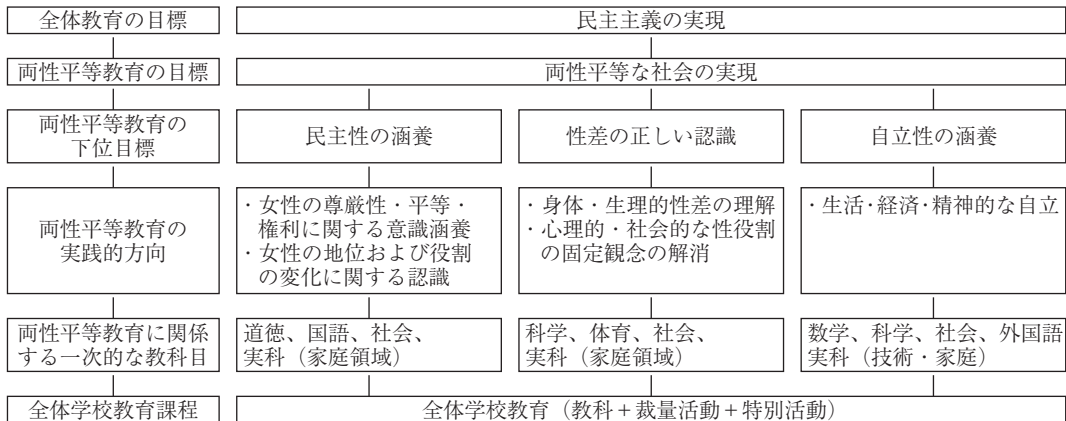
（前身は、政務第二長官室）」が設置された。さらに、2001年には「女性特別委員会」を発展解消し「女性部」を新設した。それと同時に「教育部」を「教育人的資源部」に昇格させて、人材開発と活用の機能を強化した。

女性政策は、女性部を基点としたジェンダー主流化を中心に展開された。ジェンダー主流化の概念で重要となるのは、女性政策のみならず、すべての政策にジェンダー・センシティブ（Gender-sensitive）な視点が適用される点である（ソン・フンスク、2004：145）。女性政策が発展すると教育政策にも大きな影響を及ぼすことになり、ジェンダーに敏感な視点に立つ教育実践、すなわちジェンダー平等教育政策が本格化するのである。

ジェンダー平等教育政策との関連では、1999年に始めて両性平等教育の目標と教育課程との関係、両性平等教育の段階等が示された。民主主義社会の実現という全体教育目標の一環として両性平等教育が位置づけられ、その目標は、「両性平等な社会の実現」であることが提示された（表3）。

前述した通り「女性発展基本法」は、男女平等に関する基本計画を策定する法的根拠となってい

表3 ジェンダー平等教育の目標



出所：韓国教育課程評価院、1999：54

る。すべての男女平等関連政策は、5年ごとに策定される「女性政策基本計画」に基づいて進められており、ジェンダー平等教育政策にも大きな影響を与えている。「女性政策基本計画」は、これまでに3回にわたり策定されており、まとめると以下の通りである（表4）。

第1次女性政策基本計画（1998-2002年）：

金大中政権（任期1998.2.25～2003.2.24）

第2次女性政策基本計画（2003-2007年）：

盧武鉉政権（任期2003.2.25～2008.2.24）

第3次女性政策基本計画（2008-2012年）：

李明博政権（任期2008.2.25～2013.2.24）

ジェンダー平等教育と関連する政策として、第1次基本計画では、「7. 男女平等教育のための環境づくり」「8. 女性専門人材の積極的な養成」である。まず、学校教育における性差別的な要素を取り除くとともに男女平等を促進するため、2000年から「男女共学の拡大政策」が進められ、公立

表4 ジェンダー平等教育政策（1998年～2012年）

|           | 第1次女性政策基本計画   | 第2次女性政策基本計画   | 第3次女性政策基本計画   |
|-----------|---|---|---|
| ビジョン      | 健康な家庭の実現と国家および社会発展に男女が共同で参加して責任を分担する社会システムの構築   | 実質的な男女平等社会の実現   | 成熟な性平等社会  |
| 戦略目標      | 1. 男女平等の促進<br>2. 女性の社会参加の普及<br>3. 女性の福祉増進   | 1. 男女調和なパートナーシップ関係の形成<br>2. 知識基盤社会の女性競争力の強化<br>3. 社会各分野の女性代表性の向上<br>4. 女性の福祉増進および人権保護の強化  | 1. 女性のエンパワーメント<br>2. 多様性と差異の尊重  |
| 基本・推進戦略   | 1. 法・制度および慣行の改革と女性の代表性の向上<br>2. 女性雇用促進および安定のための支援強化<br>3. 女性の福祉増進競争力向上のための教育体制確立<br>4. 多様な女性・家庭福祉サービスの拡充<br>5. 女性の文化、社会活動の活性化のための基盤構築<br>6. 国際協力と統一への女性役割の増大  | 1. ジェンダー主流化<br>2. 協体制度の構築   | 1. 女性人材の活用<br>2. 女性権益の保護<br>3. 性平等政策推進基盤の強化   |
| 政策課題・政策領域 | 1. 社会全般の性差別的な法・制度および意識の改善<br>2. 政策決定過程への女性参加の拡大<br>3. 雇用機会均等の基盤確立<br>4. 女性雇用の促進<br>5. 仕事-家庭の両立支援体制の確立<br>6. 女性労働者の労働条件の改善<br>7. 男女平等教育のための環境づくり<br>8. 女性専門人材の積極的な養成<br>9. 女性の生涯教育の支援<br>10. 女性の健康増進および性比不均衡の解消<br>11. 保育事業の拡充および内実化<br>12. 女性農漁業従事者の負担緩和と権益の保護<br>13. 要保護女性の福祉増進<br>14. 高齢化時代の女性福祉の増進<br>15. 女性に対する暴力の根絶<br>16. 女性の文化活動の活性化<br>17. 女性ボランティアなど市民運動の支援<br>18. 女性団体活動の支援<br>19. 女性の国際協力の強化<br>20. 統一への寄与および内実化 | 1. 政策における両性平等観点の統合<br>2. 政策決定過程における女性代表性の向上<br>3. 女性人材の開発と活用<br>4. 男女雇用平等と女性経済活動参加の向上<br>5. 社会・文化分野における女性参加拡大<br>6. 平和・統一・国際協力における女性の寄与拡大<br>7. 女性の健康と福祉向上<br>8. 女性に対する暴力の予防および人権保護の強化<br>9. 両性平等な家族政策基盤づくり<br>10. 平等文化および意識の普及 | 1. 女性人材活用基盤の内実化<br>2. 女性就業領域の拡大と代表性の向上<br>3. 女性労働者の差別防止<br>4. 女性就職先の拡大<br>5. 女性就業活動に対する社会的支持の強化<br>6. 女性の健康保護<br>7. 対象別女性福祉欲求の充足<br>8. 女性障害者の権益増進<br>9. 暴力の予防と被害者の保護<br>10. 性売買の防止および被害者への支援<br>11. 移住女性の定着支援<br>12. ジェンダーに敏感な政策の施行<br>13. 総合的な女性政策の推進<br>14. 平等文化の拡大 |

出所：女性部（2002）、女性家族部（2010）、女性家族部 <http://www.mogef.go.kr/> から作成



の中・高等学校は原則共学とされた。また「第7次教育課程」で1999年には中等教育における既存の「家庭科」と「技術・産業科」が「技術・家庭科」に統合され、男女共通の必須科目として新設された（女性部、2002：14）。さらに、1999年に、教育部発行の性差別改善のための研修資料「両性平等 学校文化 先生がつくれます」（教育現場用）が作成され、各学校に配布された。2002年には女性専門人材を養成するため、「女性科学技術人の育成および支援に関する法律」が制定された。

第2次基本計画の特筆すべき点は、ジェンダー主流化を推進戦略として導入することを明示した点である。ジェンダー平等教育と関連する政策は、「1. 政策における両性平等観点の統合」「3. 女性人材の開発と活用」「10. 平等文化および意識の普及」である。2003年に女性部傘下に公務員を対象にジェンダー平等教育を行う「両性平等教育振興院」が設立された。また、2003年には「女性科学技術人の育成および支援に関する法律」をもとに、「女性科学技術人力（人材）の採用目標制」が導入された。具体的な推進課題としては、女子政策の推進機関の拡大およびジェンダー・センシティブな予算の樹立、政策の性別分析のための基盤構築、女性科学技術人材の育成および支援、女性情報化の促進、男女平等な教育環境づくり、平等文化の普及と定着、男女平等なメディア文化の定着などである（女性部、2002）。

第3次基本計画では、2010年からすべての政府省庁におけるジェンダー予算策定の実施を行っている。ジェンダー平等教育と関連する政策は、「1. 女性人材活用基盤の内実化」「14. 平等文化の拡大」である。具体的な推進課題としては、ジェンダー平等拡大の一環として、学校教育における男女平等の実現、教師に対する男女平等教育の強化、学校教育内容における男女平等の確保、男

女平等教育に関連する教授学習資料の開発および普及、教科書の性差別的な内容の削除および男女平等教育の強化などである（女性家族部、2010）。

一方、金大中・盧武鉉政権の「第1・2次女性政策基本計画」の10年間と比較して、李明博政権の「第3次女性政策基本計画」では、発足当時から事実上、ジェンダー平等政策を放棄したといわれている。2008年に誕生した李明博政権においては、政府の組織改編が行われ、女性部は女性家族部として存続することになったが、予算や組織が大幅に削減・縮小され、その影響力も大幅に減少した。女性政策を専門担当とする主要部処としての役割と機能は縮小され、ジェンダー平等意識に基づく総合的な政策を展開するのに限界があると指摘されている。

韓国の場合には、政策の構想や立案に大統領の意思がストレートに反映される、トップダウンによる政策決定という点に特徴がある。そのため、短期間で対応策を即座に打ち出す「早い政策」決定が強みでもあるが、その一方で、政権交代等で計画が変更されることもある。これまで短期間でかつ積極的に進められてきた、男女平等のための制度的な基盤の上で出発した李明博政権ではあるが、女性政策を担当するジェンダー平等専門機関としての女性家族部の予算と機能が大幅に縮小されたため、実効性を持たせた女性政策を推進するのに限界があった。その結果、女性政策に大きく影響を受けているジェンダー平等教育政策も進展のない状況が続いている。

#### 4 ジェンダー平等教育政策の現状－「男女共学の拡大政策」を中心に

韓国が1984年に批准した国連の「女性差別撤廃条約」は、第10条に「教育における差別撤廃」を規定しており、女性差別の撤廃のために教育政策が重要であるとした。とりわけ、各国に男女平

等な教育機会を提供するように、男女共学化を勧告したのである。韓国では、1995年に男女平等の理念を実現するため「女性発展基本法」が制定され、これは共学化を推し進める要因の一つになった。しかし一方では、それよりも農村地域における就学人口の減少による財政的な負担と、大都市地域の「高校平準化政策」<sup>18)</sup>による学生の振り分け問題など、人口的・経済的な要因が優先されたとされている（チョン・ヘスクほか、1998；ミン・ムスク、2000）。

韓国では、2000年の教育基本法の改正により、中等教育における「男女共学の拡大政策」が実施されている。戦後、男女平等の普及や男女の教育機会均等を目指して、男女共学の原則が打ち出され、義務教育段階である小学校では異論なく男女共学が本格的に導入されたものの、中学校と高等学校の多くは共学化に消極的で、男女別学を維持してきた。そこには、性別役割分業観や男女の風紀問題の発生への危惧などがあり、男女を別々に

教育すべきであるという男女別学体制が強くみられた。女子学生たちは、性別役割分業観に基づく「良妻賢母」や「純潔」教育を受けていた。中等教育における男子校の教訓が進取・能動・創造であるのに対して、女子校の教訓は純潔・忍耐・奉仕となっており、儒教の影響が色濃く残る伝統的な家父長制社会であった（ハン・ジョンシン、2005：98）。

しかし、1990年代以降、性差別問題が社会問題として浮上するなか、学校教育も影響を受けることになった。男女共学<sup>19)</sup>という形態を普及させることが課題となり、1990年以後新設される公立学校のほとんどは共学化を進めることになった。そして、2000年からは「男女共学の拡大政策」のもとで、公立の中・高等学校は原則共学とされた。

男女共学校は、国・公立校や大都市を中心に展開され、中学校の場合、男女共学校は1985年52.3%から1998年59.3%、そして2011年には

表5 中等教育の共学・別学（2011年）

| 中学校  | 全体            | 別学          |             | 共学            |
|------|---------------|-------------|-------------|---------------|
|      |               | 男子校         | 女子校         |               |
| 全体   | 3,153 (100.0) | 415 (100.0) | 368 (100.0) | 2,370 (100.0) |
| 国・公立 | 2,506 (79.5)  | 224 (54.0)  | 204 (55.4)  | 2,078 (87.7)  |
| 私立   | 647 (20.5)    | 191 (46.0)  | 164 (44.6)  | 292 (12.3)    |
| 都市   | 1,915 (60.8)  | 316 (76.2)  | 277 (75.2)  | 1,322 (55.7)  |
| 農村   | 1,238 (39.3)  | 99 (23.9)   | 91 (24.7)   | 1,048 (44.2)  |

| 高等学校 | 全体            | 別学          |             | 共学            |
|------|---------------|-------------|-------------|---------------|
|      |               | 男子校         | 女子校         |               |
| 全体   | 2,282 (100.0) | 407 (100.0) | 443 (100.0) | 1,432 (100.0) |
| 国・公立 | 1,335 (79.5)  | 167 (54.0)  | 156 (55.4)  | 1,012 (87.7)  |
| 私立   | 947 (20.5)    | 240 (46.0)  | 287 (44.6)  | 420 (12.3)    |
| 都市   | 1,595 (60.8)  | 359 (76.2)  | 379 (75.2)  | 857 (55.7)    |
| 農村   | 687 (39.3)    | 48 (23.9)   | 64 (24.7)   | 575 (44.2)    |

出所：韓国教育開発院 <http://edpolicy.kedi.re.kr>

75.2% へ増加している。2011 年現在、3,153 校のうち、共学は 2,370 校、別学は 783 校（女子校 368、男子校 415）である。また、高等学校においても、中学校同様国・公立や大都市を中心に共学が推進され、男女共学校は 1985 年 33.8% から 1998 年 47.7%、そして 2011 年には 62.8% へ増加している。2011 年現在、2,282 校のうち、共学は 1,432 校、別学は 850 校（女子校 443、男子校 407）である（表 5、『教育統計年報』各年度）。

韓国において、男女平等な教育機会を提供する目的で「男女共学の拡大政策」が推進されて 10 年が過ぎた。今日「男女に平等の教育」という理念が掲げられているが、現実の厳しい大学入試競争の中では、男女共学は大学入試に不利だとか、あるいは異性のない学校こそ受験勉強に能率がいいとかなど<sup>20)</sup>、実際にエリート校を中心に一部の高等学校では男女別学への動きもみられる（ジョン・ヘスクほか、2009：3）。そこには、受験勉強をいかに効率よく進めるか、といった効率主義の観点から、男女共学・別学問題がとらえられている。そのうえ、韓国の親たちは、子どもの人格や生活態度、健康、趣味、余暇などより、子どもの成績にもっとも高い関心を示しているのが現状である（キム・ヨンファ、2000：87）。

## 5 おわりに

これまで、韓国において男女平等に向けた法制度が急速に進展しているなか、韓国のジェンダー平等教育政策が、女性政策に大きく影響を受けていることを検討してきた。韓国は 1990 年代後半以降、ジェンダー平等教育政策が本格化し、女性の教育機会の拡大という量的な面で飛躍的な発展を遂げてきた。しかし、女性関連法や男女平等教育関連法は進んでいるが、性役割の固定観念や女性の能力活用など、実質的な男女平等という面からはいまなお多くの問題を抱えている。

一方、世界に冠たる激しい受験競争の国、または儒教的価値観の影響が強く、男女有別の原則が根強い国であるため、法律の制定と政策のみにより現状を変化させるのは非常に難しいのも事実である。男女平等な教育機会を提供する目的で「男女共学の拡大政策」が推進されて 10 年以上になるが、激しい大学入試競争の中では、男女共学は大学入試に不利だとか、異性のない学校こそ受験勉強に能率がいい等の理由から、実際にエリート校を中心に一部の高等学校では男女別学への動きもみられる。そこには、受験勉強をいかに効率よく進めるか、といった効率主義の観点から、男女共学・別学問題がとらえられている。そのうえ、韓国の親たちは、子どもの成績のみ高い関心を示しているのが現状である。

また、近年の女性やジェンダー平等教育関連の立法内容や政策が先進的であればあるほど、現実がそれに追いつかないこともあり得る。教育現場においては、ジェンダー平等教育に関して、教師個人の裁量に任せられている面も多くみられる。筆者が 2011 年に、韓国のソウルにある E 高等学校（男女共学）を訪問した際、男性校長は「行政側からの通達に従って男女平等教育を行っており、学校は男女平等である」とした。また、男女平等教育の視点を取り入れてはいるが、「男女平等教育の価値観は教師それぞれであるため、強制はできない。個人の裁量に任せている」ともいった。

韓国では、女性関連やジェンダー平等教育関連の法整備は進んだが、男女平等社会の真の実現には至っていない。ジェンダー平等教育は、生涯教育のテーマとして、家庭・学校・社会にしっかり位置づけられるべきであろう。男女がその能力を十分に発揮して、充実した生活を送ることができるようにするためには、法律・制度上の男女平等が確保されるだけでなく、事実上生じている男

女差を解消するための教育の積極的な取り組みが重要である。もしも両性に平等な教育を望むのであれば、教育におけるジェンダーの問題につねに敏感でなければならないことに気づく。また、両性に同じ教育の機会を用意することは必要であるが、それだけでは十分ではない。ジェンダー平等教育は「完成をめざすもの」であり、「完成をめざす」ためには、教育におけるジェンダーの問題につねに敏感であり続けることが不可欠なのである（坂本、2011：32-33）。

〔付記〕本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（B）、平成21～23年度）の交付を受けて行った調査研究の成果の一部である。

〔注〕

- 1) 韓国の学制は、日本の学校制度とほぼ同じである。日本の小学校にあたる初等学校（6年）、中学校（3年）、高等学校（3年）、大学（4年）などからなっている。
- 2) 1953年に小学校を対象に「義務教育6カ年計画」が実施されたが、1984年に義務教育年限がそれまでの6年から9年に延長された。中学校の義務教育については、離島地域から段階的に導入され、2004年から全国的に無償の完全義務教育が実施されている。
- 3) 初等教育段階の学校名（小学校）は、解放後一貫して「国民学校」と称されていたが、この名称は日本による植民地時代の名残であるという理由により、1996年に「初等学校」と改称された。
- 4) 韓国の女性経済活動参加率（女性労働力率）は、1990年47.0%→1995年48.4%→2000年48.8%→2005年50.1%→2010年49.4%となっている（韓国統計庁、各年度『経済活動人口年報』）。
- 5) 女性家族部、2011『韓国の性平等報告書』。
- 6) キム・ソンウク（2005：20）によると、ジェンダー主流化とは、女性が社会全体のすべての分野に充分に参加し、各種政策およびプログラムにジェンダー観点が統合され、そして社会発展の目標と原理、運営方式と手続きが変化されることを意味する社会システム運営の新しいパラダイムである。
- 7) gender は、韓国で「男女」「両性」「性」「女性」などに翻訳されているため、政策現場においては

「あいまいで難しい用語」「厄介な用語」として認識されている。韓国の女性政策を専門に担当する行政機関である「女性家族部」は（Ministry of Gender Equality & Family：ジェンダー平等・家族部）である。本稿では、法的・政策的な文脈上では、韓国語の原文に従い「男女」「両性」「性」「女性」とそのまま表記する。

- 8) 解放後1949年に制定された「教育法」は、多様に変化する教育環境と各方面からの教育要求に迅速に対応できなくなり、1990年代より教育法の全面的な改正の必要性が提起されていた。1997年に教育法を「教育基本法」「初・中等教育法」「高等教育法」の三法に分割・再編することにより、多様で効率的な政策展開を可能にした（金子、2009：50）。
- 9) 韓国の性教育については、朴恵貞（2011）を参照されたい。
- 10) 女性発展基本法は、1995年に制定され、2008年までに11回の改正が行われた。同法は、女性関連法および政策の「母法」とも称されており、各方面から高い評価を受けている。しかし、その一方で、限界も指摘されている。例として挙げられるのは、「男女平等の促進」を究極的な目標としているにもかかわらず、名称を「女性」発展基本法とし、法の内容も主に女性中心的な政策に限って規定している点である。あたかも「女性のみの発展」と「女性のみの権利および利益」のための法律であるかのように、誤解される危険性があると指摘される。このような問題を解消するために「性平等（男女平等）基本法」への改編を主張する声もある（白井、2005：109）。
- 11) 2001年「女性部」（「部」は日本の「省」に相当する）→2005年「女性家族部」→2008年「女性部」→2010年「女性家族部」となった。
- 12) 1948年「文教部」→1990年「教育部」→2001年「教育人的資源部」→2008年には「教育人的資源部」と「科学技術部」が統合されて「教育科学技術部」となった。
- 13) 「韓国女性開発院」は、2007年に「韓国女性政策研究院」と改称された。
- 14) 「政務第二長官室」は、1998年の金大中政権発足まで10年間活動を続け、金大中政権時に設立された「女性特別委員会」に引き継がれた（白井、2005：104）。
- 15) 現在、第7次教育課程が適用されており、近年の韓国の教育政策の根幹となっている。第7次教育課程（1997年末に告示、2000年から順次実施）で

は、国際化や情報化などの視点を取り入れた「世界化・情報化時代を主導する新教育体制樹立のための教育改革案（5・31教育改革案）」が提示された（金子、2009：40）。「世界標準」すなわち「グローバル・スタンダード」を意識した教育改革を推進することが明確に打ち出された。

また、第7次教育課程では、学校段階別の教育過程を廃止し、初等・中等学校段階（計12年）を10年間の「国民共通基本教育課程」（初等学校6年+中学校3年+高等学校1学年）と「選択中心教育課程」（高等学校2-3学年）の2部構成からなる教育課程に再編成した。これは9年間の義務教育に高等学校の1学年を加えた10年間を「国民共通」の基本教育課程にすることにより、国民教育のレベルアップを図ることをねらいとしている。この教育課程のもう一つの特色は、学校独自の立場からカリキュラム編成ができる「裁量活動」および「特別活動」の時間数が、第6次教育課程に比べて増えたことである（馬越、2006：129）。

- 16) 韓国の家庭科教育については、多々納ほか（2007）と国立教育政策研究所（2005）を参照されたい。
- 17) ここでいう「形式的平等」とは、法律上の均一的取り扱いを意味し、事実上の違いにもかかわらず一律に同等に扱うことを求めるものである。これに対して、「実質的平等」は、事実上の劣位のものをも有利に扱うなどして、結果が平等になることを

求める原則と解されてきた（辻村、2007：99）。

- 18) 「高校平準化政策」とは、受験競争の激化を沈静化させるために1974年に導入され、今日まで続いている政策であり、一般に「高校平準化」と呼ばれている。その内容は、義務教育終了後、一般系高校（国・公私立）への進学に当たり競争入試を原則廃止し、志願者は居住地により自動的に決まる「学校群」に抽選により配定されるしくみである。ただし、特殊目的高校や実業系高校には適用されない。2003年現在、高校生の約72%がその適用を受けている（馬越、2006：127）。
- 19) チョン・ヘスクほか（2009：4-8）によると、韓国の場合「男女共学（Co-education）」とは、必ずしも男女混合クラスを意味するものではなく、同じ校舎内に男女がいるものの男女別にクラスを編制している学校も含まれる。統計上の数値も学級の形態に関わらず、同じ校舎内に男女がいる場合、共学とみなす。大都市や高校において、また高学年になるほど男女別クラスが多くみられる傾向にある。
- 20) 2008年に全国の中・高校生を対象に実施された調査によると、共学の高等学校の場合、別学より4年制大学への進学率が低いこと、共学教員に伝統的な性別役割を強化する発言が多くみられる点などが、その問題点として指摘されている（チョン・ヘスクほか、2009）。

#### 〔参考文献〕

- 有田 伸、2006『韓国の教育と社会階層』東京大学出版会。
- 生田久美子、2005『ジェンダーと教育』東北大学出版会。
- 、2011『男女共学・別学を問いなおす』東洋館出版社。
- 橋本紀子、1992『男女共学制の史的研究』大月書店。
- 金子 満、2009「韓国における初等・中等教育政策の現状と課題（1）」鹿児島大学教育学部研究紀要『教育科学編』第60巻：39-50。
- キム・ヒョソン、2002「韓国の平等教育政策の歴史」『東アジアの男女平等教育』解放出版社。
- キム・ソンウク、2005「韓国女性政策の現況と課題」大阪女子大学女性学研究センター論集12『女性学研究』解放出版社。
- 国連開発計画（UNDP）、2010『人間開発報告書2010』。
- 国立教育政策研究所、2005「家庭科のカリキュラムの改善に関する研究」『教科書の構成と開発に関する調査研究』研究成果報告書（22）：75-86。
- 小山静子、2009『戦後教育のジェンダー秩序』勁草書房。
- 朴 恵貞、2011「韓国」橋本紀子監修『こんなに違う！世界の性教育』、メディアファクトリー新書。
- 廬 尚憲、2007「韓国における男女共生社会に向けた社会保障法制の展開と現状」『雇用・社会保障とジェンダー』東北大学出版会。
- 坂本辰朗、2011「アメリカ大学史におけるジェンダー・センシティブな教育の理想像」生田久美子編『男女共学・別学を問い直す』東洋館出版社。
- 白井 京、2005「韓国の女性関連法制－男女平等の実現に向けて」『外国立法』国立国会図書館調査及び立法考査局

編, 226号.

多々納道子・鄭暁静・坂田清華, 2007「韓国教育課程の変遷と第七次教育課程における中学校技術・家庭の構造」  
島根大学教育学部紀要『教育科学』第41巻.

辻村みよ子, 2007「雇用・社会保障とジェンダー平等」嵩さやか・田中重人編『雇用・社会保障とジェンダー』東北  
大学出版会.

馬越 徹, 1981『現代韓国教育研究』高麗書林.

———, 2006「教育先進国を目指す学校－韓国」二宮皓編著『世界の学校』学事出版.

(韓国語, カナダ順)

教育科学技術部, 2010『教育統計年報』.

キム・キョンヒ, 2002「国家の女性政策」韓国女性政策研究会編『韓国の女性政策』未来人力研究院.

キム・ヨンファ, 2000『韓国の教育と社会』教育科学社.

キム・ジェイン, 2007「性平等政策の推進体系とビジョン」キム・ジェインほか編『性平等政策論』教育科学社.

ソン・フンスク, 2004「両性平等教育政策－周辺から主流へ」『教育社会研究』第14巻第2号:129-150.

韓国教育課程評価院, 1999『第7次教育課程における両性平等教育の実現方案の研究』研究報告 RRC 99-1.

韓国教育開発院, 1978『教育発展の展望と課題』.

韓国女性政策研究院, 2010『韓国の性認知統計』.

ミン・ムスク, 2000「両性平等教育の観点からみた学校現場の実際」『韓国スポーツ教育学会会報』第22号.

———, 2007「性平等教育政策と人的資源開発」キム・ジェインほか編『性平等政策論』教育科学社.

ミン・ムスクほか, 2006『両性平等教育政策の実効性向上方案の探索』韓国女性開発院.

女性部, 2002『2003～2007第2次女性政策基本計画』.

女性家族部, 2010『第3次女性政策基本計画(2008～2012), 2009年度主要推進実績および2010年度施行計画』.

チョン・ヘスクほか, 1998『性認知的な観点に基づく第6次教育課程の運営および教科書分析』韓国女性開発院.

———, 2009『男女共学中等学校における性別教育実態と今後課題』韓国女性政策研究院.

ハン・ジョンシン, 2005『韓国社会と女性教育』淑明女子大学校出版局.

教育科学技術部 <http://www.mest.go.kr>

女性家族部 <http://www.mogef.go.kr>

韓国教育開発院 <http://edpolicy.kedi.re.kr>